

目 次

○ 農地法等に基づく広島市農業委員会会長の処分に係る審査基準等について

第1編 申請に対する処分

第1章 審査基準

第1節 農地等の判断基準	1
第2節 農地所有適格法人の判断基準	2
第3節 農地等の権利移動の審査基準	8
第4節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の審査基準	17
第5節 農地等の賃貸借の解除等の審査基準	49
第2章 標準処理期間	51

第2編 不利益処分

第1節 農地等の権利移動の許可の取消し	52
第2節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の許可取消し、工事停止、 原状回復等の命令	54